

第5回小動物委員会の会議概要

(小動物臨床部会常設委員会)

I 日時 平成19年10月1日(月) 13:30~16:30

II 場所 日本獣医師会会議室

III 出席者

【委員長】	細井戸 大成	日本獣医師会理事
【副委員長】	西 間 久高	北九州市獣医師会会長
【委員】	石 川 勝行	名古屋市獣医師会(石川動物病院院長)
	木 俣 新	日本動物病院福祉協会理事
	小 松 泰史	東京都獣医師会副会長
	今 野 忠好	千葉県獣医師会理事
	中 市 統三	山口大学農学部教授
	中 川 忠重	徳島県獣医師会(中川アニマルクリニック院長)
	春 名 章宏	岡山県獣医師会(春名動物病院院長)
	樋 口 雅仁	大分県獣医師会副会長
	藤 井 康一	横浜市獣医師会(藤井動物病院院長)
	(欠席委員)	
	大 草 潔	仙台市獣医師会副会長
	椿 亮	大阪府獣医師会副会長

【農林水産省】 三 上 稚 夫 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐

IV 議 事

- 1 職域別部会の運営等
- 2 委員会報告とりまとめと対応の経過等
- 3 委員会の検討テーマ等
- 4 副委員長の選任
- 5 委員会における検討事項
 - (1) 臨床研修のあり方
 - (2) 夜間休日診療提供体制のあり方
 - (3) 高度専門医療(二次・紹介医療)診療施設の整備・運営のあり方

V 会議概要

細井戸委員長から、「2年前に職域別部会制がスタートし、小動物臨床部会常設委員会として小動物委員会の検討が開始された。先般とりまとめられた前期の小動

物委員会報告「小動物臨床職域の現状と課題に対する対応（臨床研修体制、獣医核医学、狂犬病予防注射事業、広告制限、高度専門医療、夜間休日診療提供体制の整備のあり方等）」は、小動物臨床に係る現状と今後の課題について整理したものである。今後、より実効性のある対策を検討する必要があるが、日本獣医師会の事務事業運営機関である職域別部会のひとつとして、社会に対しても責任ある対応をしたい。本委員会の協議においては、各委員から忌憚のないご意見をいただきたい。」旨の挨拶があった。出席者の紹介の後、細井戸委員長により議事が進行された。

1 職域別部会の運営等

事務局から、職域別部会制の沿革について説明され、部会が本会の事務事業運営機関として自立的に活動する中、前期の小動物臨床部会においては常設委員会における検討のほか、個別委員会においても、①野生動物委員会報告「外来生物に対する対策の考え方（特定外来生物の安楽殺処分に関する指針、外来生物法に基づく防除実施計画策定指針を含む。）」において特定外来生物の安楽殺処分について初めて明確な基準が示され、②学校飼育動物委員会報告「子供の心を育てる学校での動物飼育（学校獣医師制の必要性和活動事例）」における学校獣医師制確立等の提言が取りまとめられ、③また、動物愛護福祉委員会がとりまとめた「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」がマスコミに大きく取り上げられるなどの成果が上がっていることが説明された。かつて、委員会が会長の諮問機関に位置づけられていた頃に比べて、それぞれの職域部会において、自主的に、積極的な活動が展開されている旨が説明された。続いて、資料に基づき、以下のとおり職域別部会の運営等について説明された。

- (1) 資料「日本獣医師会組織機構図」に基づき、本会における職域別運営機関としての部会の位置づけが説明された。
- (2) 資料「日本獣医師会部会（部会委員会）の構成」に基づき、各部会における部会委員会の構成が説明され、小動物委員会は小動物臨床部会常設委員会に位置づけられる旨が説明された。
- (3) 資料「日本獣医師会職域別部会運営規定」に基づき、特に以下について説明された。
 - ア 部会長は、部会が所掌する事務を掌理し、運営状況を理事会に報告する。
 - イ 部会には常設委員会及び個別委員会を置く。
 - ウ 本委員会は常設委員会であり、委員長には細井戸部会長が就任する。副委員長は委員の互選により専任する。

2 委員会報告とりまとめと対応の経過等

細井戸委員長から、日本獣医師会小動物臨床部会小動物委員会報告「小動物臨床職域の現状と課題に対する対応（臨床研修体制、獣医核医学、狂犬病予防注射事業、広告制限、高度専門医療、夜間休日診療提供体制の整備のあり方等）」の内容が資料に基づき説明され、これを受けた活動の経過として、資料「家畜衛生対策をはじめとする動物医療関係施策の整備・充実について（要請）」（平成19年8月22日付け19日獣発第122号）に基づき、農

林水産省消費・安全局長及び経営局長あてに、小動物診療提供体制の整備について以下の要請を行った旨が説明された。

- (1) 小動物臨床における卒後臨床研修の実効確保については、対象者の受け入れ先となる農林水産大臣指定の卒後臨床研修施設の拡充整備と当該施設に対する研究運営費の助成措置を講じること。
- (2) 高度専門医療（二次・紹介診療）及び夜間・休日診療の提供体制の整備については、地域ネットワーク体制及び夜間・休日診療の提供体制の整備方針を獣医療提供体制整備基本計画制度において明確化し、金融支援措置を含め、国及び都道府県において計画的整備の推進を支援すること。
- (3) 獣医核医学等の先端・高度医療の提供体制の整備については、獣医核医学診療の動物医療への導入に向けて必要な法整備を行うとともに、動物医療の高度化に対応し、動物医療補助専門職、獣医放射線技術専門職等のパラメディカル専門職について、資格（免許）制度の導入を検討すること。
- (4) 獣医師法等の法令の適用については、獣医師法等による獣医師に対する行政処分等の規制措置の適用に当たっては、特に動物飼育者との信頼確保を前提に獣医師道に対する背反等職業倫理違反を含め厳正に対処すること。
なお、獣医師及びその業務に係る広告制限規定については、真に適正な獣医療の確保を図るとする規制の趣旨を踏まえ、実効あるものとして運用されたいこと。

3 委員会の検討テーマ等

事務局から、委員会の検討テーマが資料に基づき説明された。

4 副委員長の選任

委員の互選により、西間委員が全員一致のもと選任された。

5 委員会における検討事項

(1) 臨床研修のあり方

ア 農水省三上課長補佐から、「これまで農水省は、「民間施設では研修の質及び公正性を保つことが難しい」との立場から民間の動物診療施設を指定することはしてこなかったが、日本獣医師会の意見、小動物獣医療に関する検討会及び獣医事審議会計画部会での検討結果を受け、今回、民間施設の指定も行うこととして関係通知の改正を行った」旨が説明された。続いて資料に基づき、臨床研修施設の指定までの流れが以下のとおり説明された。

- (ア) 都道府県は、診療施設の開設者から提出された申請書を受理し、開設届の写しと併せて、農林水産省へ進達する。
- (イ) 農林水産省は、申請書を受理し、書類審査（必要に応じ、都道府県と連携の上、診療施設の現地調査、連携大学への聞き取り等を実施）を経て、獣医事審議会計画

部会に指定に関する事項を諮問する。

(ウ) 獣医事審議会は、指定の可否を答申する。

(エ) 指定可と答申された場合、農林水産省は、その旨を官報掲載により告示するとともに、開設者に指令書を公布する。

イ 委員から、「診療施設の開設者が申請書を提出してから指令所の公布まで、およそどのくらいの時間がかかるのか」と質問され、三上課長補佐から「調査に1ヶ月、獣医事審議会計画部会での検討に1ヶ月とすると、およそ2ヶ月程度と見込まれる」と回答された。

ウ 卒後臨床研修の効果的推進に向けた課題等について、資料を基に意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

(ア) 制度全体が今ひとつ分かりにくい中で、施設の開設者が指定を受けることにより施設の運営上何らかの制約を受けるのではないかと心配することが、結果として申請に至らない理由のひとつではないか。

(イ) 大学との連携についてどのように対応するか等を含め、指定基準をクリアする具体的要件がつかみにくいことが、「ハードルが高い。」と感じさせている。

(ウ) 現在のしくみでは、研修を受けさせる施設側にも、研修を受ける獣医師側にも何らメリットがない。

(エ) 医師の場合は、臨床研修に対する補助金の制度があるが、獣医師では整備されていない。研修に必要な費用（施設・設備・器材等に係る費用）については、何らかの補助が受けられるようにする等の措置が必要である。

(オ) 現状でも、研修獣医師を受け入れている民間診療施設は、研修獣医師一人当たり約20万円～25万円の給与を支払っている。何らかの助成措置が講じられることがないなら、あえて指定施設にならなくても良いと考える開設者が多いのではないか。

(カ) 臨床研修を受けた獣医師にはその後何らかの差別化が図られるようにする等、研修を受ける側の意識を高める工夫が必要である。

(キ) 研修を受けることが診療施設開設のための条件になる等、何らかの制度的な整備が必要ではないか。

(ク) 本来、臨床研修は大学等の教育機関が行うべきである。大学での教育体制の整備を行う前に民間施設での臨床研修を進めるのは本末転倒と思われる。

(ケ) 大学自体が十分な教員数を確保できず、学生の教育にも苦慮している中で、民間施設との連携や臨床研修への協力は困難である。

(コ) 特に地方の大学は、民間施設との連携について、ノウハウを持っていないところが多い。

(サ) 研修プログラムを構築するためには莫大なエネルギーが必要だが、民間施設にも大学にも、そのための余力はない。

(シ) 申請の条件が厳しく、内容をすべて満たす民間診療施設はほとんど存在しない。

(ス) 夜間診療施設など、大学でできないことを民間でやる中で、症例数が多く、専門性も高い施設の運営が可能になる。こうしたところが指定を受けられるような工夫が必要。

- (セ) ひとつの施設にすべてを求めることは難しい。しかし、特定の分野で優れた専門性を発揮している施設は多い。こうした施設を指定し、専門分野ごとに研修を受けられるしくみが必要である。
- (ソ) 民間診療施設における研修を実行可能にするために、行政と獣医師・獣医師会が協力してモデルパターンを示してはいかがか。
- エ 細井戸委員長から、今後の方向性等について、以下のとおり説明された。
 - (ア) 民間診療施設を利用した研修システムは、研修施設に対する何らかの予算措置と研修を受ける獣医師がメリットを実感できるしくみがなければ普及は難しいだろう。
 - (イ) 一方、民間診療施設が大臣指定施設の指定を受けられるようになったことの意義は大きい。今後の臨床研修の普及・発展が、やがて小動物診療に携わる獣医師の地位の向上につながる。
 - (イ) 獣医事行政に係る施策は、畜産に係る枠組みの中で食の安全に係るものとして手当てされるケースがほとんどであり、小動物獣医療は社会全般の利益に適うと捕らえにくいいため、予算確保が困難な現状がある。
 - (ウ) 地方都市の小動物診療施設では、代診や研修医等、若い獣医師の確保が困難である。新卒者が大都市部に集中する流れが顕著である。
 - (エ) 指定施設について、地方獣医師会からの推薦制度を取り入れる等、農水省、都道府県及び獣医師会が緊密に連携し、共同作業で進めていくような体制への発展整備を要望したい。
 - (オ) 現状では、大学を卒業し、獣医師国家試験に合格したばかりの者が、実践的な臨床知識や技術を全く持たないまま診療施設を開設しても罰せられない。こうした獣医師の医療過誤により多くの動物が傷つき、同時に獣医界全体のイメージダウンを招いている。
 - (カ) 現状のシステムに受け入れがたい条件があるとしても、そこは、行政と獣医師会との間で調整しながら、大都市か地方かの別なく獣医療全体の問題として臨床研修の普及に向けて取り組むべきである。
 - (キ) 大学についても、再編・統合の議論や新規設置の動き等、さまざまな課題があるが、獣医学教育の外部評価の導入等、大学自らが改善に向けた努力を継続していく過程の中で、並行して臨床研修への協力に関する議論も進めていくべきである。

(2) 夜間休日診療提供体制のあり方と高度専門医療（二次・紹介医療）診療施設の整備・運営のあり方

- ア 細井戸委員長から、前期委員会報告に基づき名古屋市獣医師会と兵庫県獣医師会の対応の例が説明され、とりまとめとして、夜間・休日診療の提供については、地方獣医師会の公益活動として整備していくべきである旨提言したことが説明された。
- イ 事務局から、平成19年6月現在の地方獣医師会における夜間・休日診療の実施状況等が資料に基づき説明された。
- ウ 藤井委員から、委員提出資料「横浜夜間動物病院のこれまでとこれから」に基づき、横浜夜間動物病院について説明された。
 - (ア) 都市化の流れの中、夜型の生活をする人の増加とともに、動物病院にも、時間に

お構いなく問い合わせの電話や診療依頼が舞い込むようになった。

- (イ) 人々のモラルの問題として片付けるのではなく、個人の開業獣医師が夜間の急患でもない診療依頼から開放され、一方で獣医師の職域拡大の手段として夜間診療施設の開設を思い立った。
 - (ウ) 夜間の救急診療施設として専門のスタッフを配置しているが、夜間にとどまらず、専門性を生かして二次診療施設として紹介診療を受け付けている。
 - (エ) 定期的に大学から教員を招聘し、手術等を行っている。大学との連携を保つことは有益である。
 - (オ) 大学の付属施設等では、紹介症例が受診するまで1カ月待ち、2カ月待ち、ということも珍しくない。緊急性の高い症例への対応においては、大学からのスタッフの招聘、開業獣医師が共同で診断・手術を行うなど、民間施設による地域に根ざした即応が求められている。
 - (カ) 運営形態としては、大阪のネオ・ベッツにならい、株式会社として設立した。
 - (キ) 現在では周辺地域の開業獣医師がみんなで参加する施設として定着してきている。
- エ 出席者から、各地での取り組みの様子について説明された。
- (ア) 夜間診療施設を獣医師会で運営しようとして検討を始めたところ、「自分が夜間の診療に参加するのはいやだ」という会員が多く、検討が頓挫した。
 - (イ) 3年ほど前に、動物愛護センターの診療施設を利用して夜間診療を開始することが検討されたが、会員の獣医師が運営にあたることに強い抵抗があり、話し合いはまとまらなかった。
 - (ウ) 将来的には、獣医師会館の中に高度医療にも対応できる診療施設を設置したい。
 - (エ) 小動物診療獣医師の多くが夜間・二次診療施設の設置に前向きだが、産業動物分野、公衆衛生分野の獣医師が会員の多くを占め、役員の大半が公務員OBの獣医師会にあっては、会としての実現は程遠いと感じる。
 - (オ) 会員のほとんどが小動物診療獣医師である地方会では、アウトサイダーへの対抗意識が動機となって20年ほど前から夜間診療施設の設置に関する検討が開始され、後に獣医師会が社団法人として運営する施設を設置した。結果として、獣医師会の公益性の確保にもつながっている。
 - (カ) 夜間診療施設の公益性は、傷病鳥獣の救護や災害時における拠点施設としての利用によってもアピールできる。
 - (キ) 都市部に存在する支部が、支部単位で夜間診療に取り組んでいるが、全体の3分の1程度が活動に参加していない。結果的に、意欲を持った有志による運営となっており、不公平感が生じているのが現状。
 - (ク) 県の中でも、県庁所在地等の都市部と山間部とでは夜間・二次診療施設の必要性の意識に大きな差がある。
 - (ケ) 夜間診療はともかく、休日診療については、日曜日に診療する施設が増えてきたので、獣医師会として取り組む必要性があるか疑問である。
 - (コ) 今月から、夜間の当番制を試行する。現在70の施設が参加に前向きである。
- オ 細井戸委員長から、夜間休日診療体制の整備、高度専門医療（二次・紹介医療）診療施設の整備には、①地方会を中心とした地域の合意形成、及び②大学を中心とした

ネットワークづくりが不可欠であるとまとめられた。

6 その他

獣医療法第 17 条に規定される広告制限の規定に係り、委員から、現状と今後の方向性について質問された。農林水産省三上課長補佐から「平成 19 年度獣医事審議会第 2 回免許部会資料（平成 19 年 5 月 29 日 消費・安全局）」が配布され、主に以下について説明された。

(1) 今回、獣医事審議会に、次の事項を広告しても差し支えない事項することについて諮問した。

- ア 狂犬病予防注射等を行うこと
- イ 生殖を不能にする手術を行うこと
- ウ 医薬品を用いた犬糸状虫症の予防措置を行うこと
- エ 飼育動物の健康診断を行うこと
- オ 医療機器を所有していること
- カ 農林水産大臣の指定する診療施設であること
- キ 獣医師名簿の登録年月日及び診療施設の開設年月日
- ク 獣医療に関する民法第 34 条の法人に加入していること

(2) 一方、上記の広告制限が緩和されたために、飼育者を惑わす行為があってはならない。そのため、以下の事項を広告の方法等に関して制限することについて諮問した。

- ア 比較広告してはならないこと
- イ 誇大広告してはならないこと
- ウ 価格を併せて広告をしてはならないこと

また、上記事項に違反した場合には、行政処分や氏名等の公表を行い、さらに悪質な場合には告発も視野に入れて厳正に対応していくこととしている。

(3) 獣医事審議会からは、諮問内容を認める方向の報告がなされたため、現在、省令改正の作業を行っており、省内手続きの関係でやや遅れているが、鋭意進めているところである。

(4) 併せて、「広告の規制に関する指針」「公表の指針」「行政指導に関する指針」「行政処分の指針」の作成を進めている。内容の骨子については、配布資料のとおりである。

VI まとめ

細井戸委員長から、「今回は出席者からさまざまなご意見を頂き感謝する。今後の検討を進める参考にさせていただきたい。」とされ、以下の事項がとりまとめられ、会議を終了した。

- 1 今後の検討項目については、本日の検討に基づき再度整理する。
- 2 検討項目ごとに担当委員を決め、とりまとめを行う。

- 3 検討項目と担当委員は、案がまとまり次第、事務局を通じて各委員に連絡する。
- 4 次回委員会の開催日程は速めに調整のうえ、後日連絡する。